

## 申請にあたってのご注意

- 国際結婚により配偶者の姓を別名として併記する場合には、綴りの確認のため、配偶者の外国旅券または外国政府発行の婚姻証明書等をお持ちください。

※次の場合は、旅券の記載事項に変更がないため、残存有効期間同一旅券申請の対象になりません。

- ・同じ都道府県内で本籍を変更した場合
- ・住所を変更した場合
- ・氏名が変更になったが、ローマ字表記は変わらない場合

(例) 小野 (ONO) →大野 (ONO)

ただし、変更後の姓による署名 (パスポートサイン) に変更を希望される場合は、新規の旅券申請をすることができます。

## 旅券の受取りについて

旅券の受取りができる窓口は、申請書を提出した窓口です。

旅券の受取りは、必ずご本人がお越しください。代理の方が受け取ることはできません。

6か月以内に必ずお受取りください。旅券が未交付のまま失効した場合において、失効後5年以内に旅券の発給を申請した場合、通常より高い手数料を徴収します。

### ●手数料

区分	収入印紙	岐阜県収入証紙	合計
残存有効期間同一旅券	4,000円	2,000円	6,000円

《参考 (新規申請、切替申請の場合)》

10年旅券		14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券	12歳以上の方	9,000円	2,000円	11,000円
	12歳未満の方	4,000円	2,000円	6,000円

※12歳の誕生日の前日の申請から12歳以上の方の手数料となります。

### ●受取りまでの日数

窓口	受取日
市町村	8日目～
岐阜県旅券センター	5日目～

※申請日から、土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始 (12月29日～1月3日) を除いた日数

### ◆岐阜県旅券センター

取扱日時 月～金曜日 9:00～19:00 (申請受付・交付) 日曜日 9:00～16:30 (交付のみ)

※土曜日、祝休日、年末年始 (12月29日～1月3日) 及びOKBふれあい会館休館日は休業日です。

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館2階

Tel:058-277-1000 Fax:058-277-1002 E-mail:c21805@pref.gifu.lg.jp

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13253.html>

岐阜県 パスポート

検索



### ◆外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

### ◆査証 (ビザ) 及び入国に必要な旅券の残存有効期間

日本にある渡航先国の大使館または総領事館へお問い合わせください。

## 残存有効期間同一旅券申請のご案内

有効中の旅券の記載事項 (氏名、性別、生年月日及び本籍の都道府県名) に変更を生じた場合及び査証欄の余白がなくなった場合は、その旅券を返納し、新たに有効期間10年または5年の旅券の申請をするか、残存有効期間同一旅券申請をすることができます。

残存有効期間同一旅券とは、記載事項変更旅券が廃止され、令和5年3月27日から導入された旅券です。

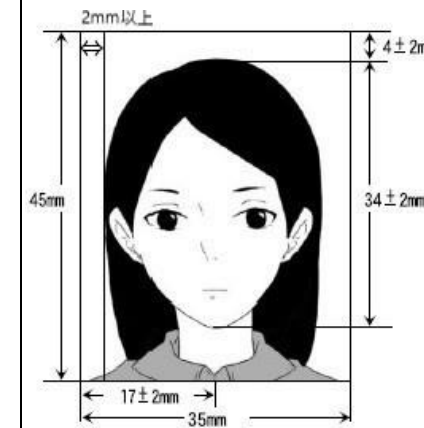
◆有効期間は、現在お持ちの旅券の残存有効期間と同一

◆新たな旅券の発給となるため、旅券番号が新しくなります。 ◆新規発給旅券申請の手数料より安価

**該当する方** ◆婚姻や養子縁組、家庭裁判所の許可等により戸籍の姓や名を変更した方 ◆性別に変更があった方  
◆生年月日に変更があった方 ◆本籍の都道府県名に変更があった方 ◆旧姓を別名として併記または削除を希望する方  
◆国際結婚等により外国の氏名等を別名として併記または削除を希望する方  
◆既に別名併記が記載されている有効中の旅券に別名の括弧書きの説明 (「旧姓/Former surname」、「別姓/Alternative surname」、「別名/Alternative given name」) の付記を希望する方 ◆査証欄の余白がなくなった方

### 申請に必要な書類

1 一般旅券発給申請書 (残存期間同一用) 1通	◎申請書は各旅券窓口にあります。 ◎申請書は機械で読み取りますので、汚したり折り曲げたりしないでください。
2 戸籍謄本 1通 市町村によっては、戸籍全部事項証明書となります。 申請日前6か月以内に発行された原本 ※複数枚のものは、切り離さずにお持ちください。	◎査証欄の余白がなくなったため申請する方で、有効中の旅券の記載事項 (氏名、性別、生年月日及び本籍の都道府県名) に変更がない場合は、省略できます。ただし、申請者が未成年者の方で法定代理人の確認が必要な場合 (親権者と姓が異なる場合等) は、申請者の戸籍謄本の提出が必要です。 ◎有効中の旅券の記載事項に変更がある方は、その変更が確認できる戸籍謄本を提出してください。戸籍謄本で記載事項変更の経緯が確認できない場合は、改製原戸籍等を提出していただくことがあります。同一戸籍の複数の方が同時に申請 (新規申請、切替申請を含みます) する場合は、戸籍謄本1通で共用できます。 ◎未成年者の方で、親権者の方と姓が異なる場合は、親権者の方の戸籍謄本が必要となることがあります。詳しくはお問い合わせください。 ◎既に別名併記が記載されている有効中の旅券を所持する方が、別名の括弧書きの説明 (「旧姓/Former surname」、「別姓/Alternative surname」、「別名/Alternative given name」) の付記だけを理由に残存有効期間同一旅券の申請をされる場合は、提出不要です。 ◎戸籍の届出をしてから新しい戸籍ができるまで日数がかかります。婚姻届を出してすぐに海外渡航する場合には、婚姻届受理証明書及び新本籍地が確認できる疎明資料 (婚姻届の写し等) を、戸籍謄本の代わりに提出してください。この場合、旅券交付時まで新しい戸籍謄本を提出していただきます。
3 写真 1枚 申請日前6か月以内に撮影されたもの ※申請書に貼らずにお持ちください。 ※写真に予備があればお持ちください。	<b>この写真が旅券に転写されますので、必ず規格に合ったものをお持ちください。規格に合わない場合には、撮り直しをお願いすることがあります。</b> ◎申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの ◎縁なしで左記寸法を満たすもの (顔の寸法は頭頂から顎まで。縦横比の維持が難しい場合は横幅を優先してください) ◎無帽であるもの (申請者の申出により、旅券法令に従い、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことが認められる場合を除きます) ◎背景 (影を含む) がいないもの ◎輪郭が露出しているもの ◎写真裏面に申請者の氏名が記入されたもの (写真表面に筆跡が浮き出ないようにしてください) ◎目の周辺に髪の毛、マスク、眼鏡、つけまつげ、まつげエクステ等の一部、或いはその陰が入ってこないようにすること。 (カラーコンタクトレンズ等不可) ※適当な写真例及び不適当な写真例については、「旅券 (パスポート) 用写真についてのお知らせ」 (令和3年5月、外務省領事局旅券課) を確認してください。 <a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100171389.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100171389.pdf</a> ※スピード写真やデジタルカメラ等をご利用になる方は、顔の大きさ、位置等に注意し、画質が鮮明なものをお持ちください。
4 有効中の旅券	◎この旅券がない場合は、残存有効期間同一旅券の申請はできません。 ◎本人確認書類を兼ねます。
5 住民票 (原則不要) 1通 申請日前6か月以内に発行された個人番号の記載のない原本	◎住基ネットにて現住所を確認しますので <b>原則不要</b> ですが、次の場合は必要です。 ①居所申請の場合 ②住民票の異動直後に申請する場合 ③住基ネットの利用を希望しない場合
6 その他	◎外国籍を有している方は、国籍取得年月日の確認できる資料を見せていただく場合があります。事前にご確認ください。





記入にあたっての注意事項

- ◇「申請書記入例」の [ ] の箇所は、必ず申請者本人が記入してください。
- ◇申請書は黒または青の濃いインク（ボールペン、万年筆等）で枠からはみ出さないように記入してください。（文字つぶれや裏写りが出てしまうサインペンまたはフリクションボール等の消えるインクは不可）
- ◇記入ミスは修正液等を使用せず、2本線で消して訂正してください。ただし、「所持人自署欄」は訂正できません。
- ◇折れたり、汚れたりした場合は新しい申請書に書き直してください。
- ◇未成年者（18歳未満）の方、成年被後見人の方の申請については、裏面の「法定代理人（親権者、後見人など）署名」欄に、親権者または後見人の自署が必要です。
  - ※親権者が遠隔地で申請書に署名できない場合は、別途「旅券申請同意書」を提出してください。

所持人自署

申請者本人が枠内に署名  
署名はそのまま旅券に転写されます。

<例1> 漢字の場合

外務省子

<例2> ローマ字筆記体の場合

Shoko Saimu

※他人が模写しやすい字体（カタカナ、ローマ字活字体）は避けてください。

◎小学生以上の方は必ず本人が署名してください。（ひらがな）  
乳幼児で本人が署名できない場合は法定代理人（親権者または後見人）が代筆し、代筆者氏名を枠の下欄に記入してください。

障がい等で署名が困難な方は事前にご相談ください。

<例1> 漢字の場合

外務魚美  
外務花子(母)代筆

<例2> ローマ字筆記体の場合

Ayumi Saimu  
by H. GAIMU (Mother)

《不適当な例》

×枠からはみ出したもの

Shoko Saimu

×署名をなぞったもの

外務省子

×インクが薄かったり、かすれたもの

外務省子

×姓のみ、名のみ

申請書（残存有効期間同一旅券申請用）記入例

【表面】

一般旅券発給申請書 (残存期間同一用)

変更・査証欄無 (返納旅券と残存有効期間同一の一般旅券を希望する申請者用)

新規申請、切替申請の場合は、10年用または5年用の申請書に記入してください。

カタカナで記入  
濁点は同一マス目に記入

戸籍どおりの文字をかい書体で正確に記入

ヘボン式ローマ字活字体大文字で記入

該当する口に✓印を記入

戸籍どおりに番地まで正確に記入

該当する口に✓印を記入

現在お持ちの旅券の旅券番号、発行年月日、姓（ローマ字）を記入

該当する口に✓印を必ず記入

現在お持ちの旅券の種類（10年・5年）を○で囲む。

住民票どおりの住所を記入

勤務先など屋間の連絡先を記入

メールアドレスを記入

渡航中の緊急時に連絡がとれる国内の家族、親族等を記入（一緒に渡航しない人）

「はい」に該当する方は、外国籍の取得年月日のわかる資料を提示いただく場合があります。

刑罰等関係

申請者本人または法定代理人がよく読んで該当する口に✓印を記入。「はい」に該当する方は、事前に旅券センターへお問い合わせください。

【裏面】

出発予定日 令和5年10月1日 ※主要渡航先の滞在期間  3ヶ月未満  3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合は、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的（具体的に）  
②の場合は、二重発給が今年度の渡航先（渡航先国名）

（姓）  
（名）

注：旅券への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字（別名併記を除く）までです。記号（、・～など）や、数字（IIなど）等は記入できません。但し、別名併記の（ ）は記入可。

外務大臣殿 令和 年 月 日

法定代理人（親権者、後見人など）署名

（1点でよい書類）  
 日本国旅券  
 運転免許証  
 個人番号カード  
 船員手帳  
 海技免状  
 乗換所持許可証

（2点必要な書類）  
 健康保険証  
 国民健康保険証  
 船員保険証  
 共済組合員証

（3点必要な書類）  
 介護保険証  
 印鑑登録証明書及び実印  
 後期高齢者医療被保険者証  
 その他写真付きの身分証明書  
 学生証、社員証、公的な資格証明書など

申請書類等提出委任申出書  
（法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です）

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしました。申し出ます。

令和 年 月 日

引受人氏名 佐藤 太郎 申請者との関係 父

引受人住所 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜アパート101号

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。引受け 過去5年間 旅券の不正取得に係わったことがありません。

令和 年 月 日 連絡先電話番号 058 (272) 1111

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 36年 8月 25日

1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示（出）してください。  
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

（別記第3号様式） （別記第4号様式）

- 【氏名のローマ字表記について】
- 氏名はヨミカタに対応するヘボン式ローマ字で記入してください。（右表参照）
  - 外国人との結婚や、父または母が外国人の場合等で、一定の条件を満たせば、通常のヘボン式以外の氏名表記や別名併記が可能です。詳しくは旅券窓口にお問い合わせください。
  - 氏名に「おお」または「おう」と発音する長音を含む場合、初回に限りヘボン式表記の「O」ではなく「OH」等と表記することができます。希望する場合は旅券窓口へ申し出てください。
- (例) おおた OHTA かとう KATOH ようこ YOJKO  
※一度選択すると以後変更できません。家族の姓の表記を同一にすることを勧めます。

ヘボン式ローマ字活字体大文字の綴り方

ア	イ	ウ	エ	オ	ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ	リャ	リュ	リョ	(参考/綴り方の例)
A	I	U	E	O	GA	GI	GU	GE	GO	RYA	RYU	RYO	ジェーJIE ティーTEI
カ	キ	ク	ケ	コ	ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ	ギャ	ギュ	ギョ	ディーDEI デューDEYU
KA	KI	KU	KE	KO	ZA	JI	ZU	ZE	ZO	GYA	GYU	GYO	フィーFUA フィーFUI
サ	シ	ス	セ	ソ	ダ	チ	ツ	デ	ド	ジャ	ジュ	ジョ	フェーFUE フォーFUO
SA	SHI	SU	SE	SO	DA	JI	ZU	DE	DO	JA	JU	JO	ヴァーBUA ヴィーBUI ヴォーBUO
タ	チ	ツ	テ	ト	バ	ビ	ブ	ベ	ボ	ビャ	ビュ	ビョ	ヴェーBUE ヴォーBUO
TA	CHI	TSU	TE	TO	BA	BI	BU	BE	BO	BYA	BYU	BYO	
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	パ	ピ	プ	ペ	ポ	ピャ	ピュ	ピョ	
NA	NI	NU	NE	NO	PA	PI	PU	PE	PO	PYA	PYU	PYO	
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	キャ	キュ	キョ						
HA	HI	FU	HE	HO	KYA	KYU	KYO						
マ	ミ	ム	メ	モ	シャ	シュ	ショ						
MA	MI	MU	ME	MO	SHA	SHU	SHO						
ヤ	ユ	ユ	ヨ	ョ	チャ	チュ	チョ						
YA	YU	YU	YO	YO	CHA	CHU	CHO						
ラ	リ	ル	レ	ロ	ニャ	ニュ	ニョ						
RA	RI	RU	RE	RO	NYA	NYU	NYO						
ワ	キ	エ	ヲ		ヒャ	ヒュ	ヒョ						
WA	YU	E	O		HYA	HYU	HYO						
ン					ミャ	ミュ	ミョ						
N					MYA	MYU	MYO						

【見本】 タロウ TARO ヨウコ YOKO ツジ TSUJI シバタ SHIBATA  
ユウコ YUKO オオノ ONO セノオ SENOO フジ FUJII  
〈長音〉のばす発音の場合、OやUは記入しない。  
ユウキ YUKI リョウコ RYOKO イトウ ITO  
〈撥音〉B、M、Pの前では、Nの代わりにMを置く。  
ナンバ NAMBA ホンマ HOMMA サンペイ SAMPEI  
〈促音〉子音を重ねて示す。  
ハットリ HATTORI キッカワ KIKKAWA  
ただし [チ CHI、チャ CHA、チュ CHU、チョ CHO] 音に限り  
その前にTを加える。ホッチ HOTCHI ハッチョウ HATCHO

未定の場合は「未定」と記入

該当する口に✓印を記入

該当者以外は記入不要です

ヘボン式以外の表記を希望する場合のみ記入

申請者が未成年者、成年被後見人の場合、法定代理人（親権者または後見人）の署名が必要です。  
◎父が署名する場合は父の氏名、母が署名する場合は母の氏名を記入してください。

法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合を除き、代理提出する場合は、必ず記入してください。

申請者本人が記入  
◎引受人住所は、アパート等の名称や部屋番号まで記入してください。

代理提出者が記入  
◎代理提出者の本人確認書類（運転免許証等）も必要です。